

## 呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録制度 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録制度の概要)

第2条 呉市においてワーケーションを推進していくにあたり、ワーケーションの受入体制強化のため、第3条に定める要件を満たす企業・個人等を地域コーディネーターとして募集し、登録する。

### (登録要件)

第3条 次の要件を満たす企業・個人等を地域コーディネーターとして登録する。

- (1) ワケーションに関心を有し、ワーケーションに来られる方に対し誠意と責任をもって対応すること。
  - (2) 登録申出時、地域と関わる業務・活動を実施しており、地域の案内が可能なこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者については登録しない。
- (1) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等
  - (2) その他、地域コーディネーターとして不適格であると市長が認める者

### (登録申出)

第4条 地域コーディネーターとして登録を希望する企業・個人等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録制度 申出書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 地域コーディネーター 活動紹介書（様式第2号）

### (登録審査等)

第5条 市長は、前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査する。

- 2 登録要件を満たすと認められる場合、市長はその結果を「呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録通知書」（様式第3号）により通知し、「呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録証」を発行する。
- 3 呉市は、地域コーディネーターに登録された者の活動情報や、連絡先を記載した活動紹介書を呉市ホームページに掲載する。

(地域コーディネーターの業務)

第6条 地域コーディネーターは、次に掲げる内容に対応し、ワーケーションに来られる方と“地域をつなぐ”役割を担う。

- (1) 地域交流の場の設定・同行
- (2) 体験メニュー、バケーションの紹介
- (3) ワケーションプラン作成のサポート

(報償金の支給)

第7条 別途呉市が実施する「ワーケーション・モニター制度」の利用者に対応する等、地域コーディネーターが呉市の依頼に基づきワーケーションに来られる方を受け入れた場合、呉市は報償金として地域コーディネーターに1回あたり1万円を支給する。

2 地域コーディネーターは、報償金を受け取るにあたって「呉市ワーケーション 地域コーディネーター活動報告書」(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 地域コーディネーターの登録者について、次に掲げる事項に該当するときは、呉市は登録を取り消すことができる。

- (1) 地域コーディネーターの登録者から、「呉市ワーケーション 地域コーディネーター登録制度 登録取消申出書」(様式第5号)により、登録取消の申出があったとき。
- (2) 地域コーディネーターが業務を遂行するにあたり、法令違反や怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を損なう等により、地域コーディネーターとしてふさわしくないと呉市が認めたとき。

2 呉市は、前項の規定により地域コーディネーターの登録を取り消したときは、「地域コーディネーター登録取消決定通知書」(様式第6号)により、当該登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、原則として第5条第2項の規定により発行された登録証を呉市に返還するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。